

公安委員会定例会議(第23回)の開催状況

第1　日 時 令和4年9月28日(水)
午後1時30分～午後2時50分

第2　出席者 五葉委員長、曾我部委員、渡部委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3　議事の概要

1　五葉委員長説示

本日は、G P S 捜査に関する平成29年3月15日付最高裁判決についてお話しします。今回の事案は、被疑者が複数の共犯者と共に盗難車両を使用して犯した広域集団窃盗事件に関し、警察が捜査の一環として、約6か月の間、被疑者等が所有する車両19台に承諾なく、かつ令状を取得することなくG P S 端末を装着したものです。被疑者等の所在を検索して移動状況を把握する捜査によって被疑者等を逮捕しており、いわゆるG P S 捜査の違法性が問われました。

公判では、G P S 捜査が任意捜査なのか強制捜査なのか、強制捜査であるならば、どういった令状が必要なのかが論点になりました。

第1審大阪地裁では、「G P S 捜査は強制捜査であり検証許可状が必要である」として本捜査で得られた証拠の証拠能力が否定されましたが、別の証拠によって有罪とされました。しかし、第2審大阪高裁は第1審を覆し、「G P S 捜査は任意捜査であり令状は必要ない」と判示しました。そして最高裁は、「G P S 捜査は個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に密かに装着することによって、個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法で強制捜査に当たる」と判示しました。また、最高裁は、どういった令状が必要かについて、「現行法では、捜査終了後に捜査対象者から承諾を得るという令状はない。したがって、G P S 捜査が今後も広く用いられ得る捜査手法であるならば、その特質に着目して憲法や刑訴法の諸原則に適合する立法的措置が講じられることが望ましい」等と、実質的には新たな立法措置が講じられない限りはG P S 捜査を適法に行うこととはできないと解される見解を述べました。

警察においては、同最高裁判決後、警察庁が全国警察に対してG P S 捜査を控えるよう指示していますが、引き続き、同判決を念頭に置きつつ、適正な捜査手続きを遵守していただきたいと思います。

2　決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和4年第22回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 公安委員会宛て苦情申出の受理（1件）

総務室から、公安委員会宛て苦情申出の受理について伺いがあり了承した。

(3) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答（4件）

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

(4) 臨時高齢者講習等の業務委託の契約変更

交通部から、臨時高齢者講習等の業務委託の契約変更について伺いがあり了承した。

(5) 警察職員等の援助要求

警備部から、警察職員等の援助要求について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和4年度警察官（高校卒程度）採用試験の申込状況

警務部長から、令和4年度警察官（高校卒程度）採用試験の申込状況について報告があった。

委員から、「引き続き、警察官のイメージアップ活動を積極的に展開するなどして、優秀な人材の確保に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「県内的人口減少や少子高齢化が深刻な問題になる中で採用募集活動を推進するためには、県外に転出した若者をいかに地元に帰させるか」ということも考える必要がある。県や市との連携強化を図りながら、地元の魅力を発信し続けるとともに、警察官の魅力や素晴らしいを積極的にアピールしていただきたい」との発言があった。

委員から、「県警は引き続き、優秀な女性警察官の採用に努めるほか、女性警察官の割合を高めていただきたい」との発言があった。

(2) 西予警察署野村交番の業務開始

生活安全部長から、西予警察署野村交番の業務開始について報告があった。

委員から、「地域住民の利便性がより一層向上することが期待される。引き続き、地域住民に寄り添った警察行政の運用に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「複合施設内に交番を設置することで、地域住民の安全安心に寄与することができるようになる。今後も行政機関と連携しながら、地域住民のための新たなライフスタイルや街づくりに参画していただきたい」との発言があった。

(3) 交通重大事故抑止3か月対策（第4期）の実施

交通部長から、交通重大事故抑止3か月対策（第4期）の実施について報告があった。

委員から、「横断歩道で手を上げることが地域住民に習慣づけられるよう、あらゆる機会を通じて『大人も手を上げよう運動』を呼び掛けていただきたい」との発言があった。

委員から、「横断歩道上の交通事故を1件でも減らすよう、危険な横断歩道を見直して対策を講じるなど、交通事故抑止に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「横断歩道を横断中の歩行者がいるにもかかわらず、運転手が気づかずに事故になるケースもある。引き続き、横断歩道関連の交通取締りと運転手に対する危機意識の醸成に取り組んでいただきたい」との発言があった。

(4) 監察案件に関する報告

警務部から、監察案件に関する報告があった。

(5) 訟務案件に関する報告

警務部から、訟務案件に関する報告があった。

(6) 令和4年度中国四国管区内警察逮捕術大会の結果

警務部から、令和4年度中国四国管区内警察逮捕術大会の結果に関する報告があった。

(7) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果15件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

4 その他

本部長から、「委員長説示のとおり、GPS捜査は控えているところ。一方、新たな技術が発明された場合に、それをどこまで捜査に活用するかの判断は非常に難しい。犯罪者との戦いの中で新しい有為な技術を活用する必要も考えられる。そうした技術を活用する場合は、今回の最高裁判例や任意捜査の限界に関する判例等を参照しつつ、適正捜査が確保できるようにしっかりと検討してまいりたい」「昨日、都内で国葬儀が執り行われた。当県警察からも部隊員を派遣しているところ、重大事案等が発生することもなく国葬儀は無事に終了した。今後も引き続き警察庁との連携を密に警護警備にしっかりと取り組んでまいりたい」との発言があった。

以上